

## 愛西市電子入札実施要領

平成20年6月30日

告示第70号

改正 平成26年9月16日告示第136号

平成27年8月17日告示第129号

(趣旨)

第1条 この告示は、愛西市（以下「市」という。）があいち電子調達共同システム（CALS/EC、物品等）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）を利用した入札を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 電子入札システムインターネットなどの情報通信技術を利用して行う入札公告、指名通知及び落札者の決定等の入札に関する事務手続を処理するシステム
- (2) 電子入札電子入札システムを利用して行う入札・開札及び随意契約手続
- (3) 紙入札電子入札システムを利用せず紙媒体により行う入札・開札及び随意契約手続
- (4) ICカード電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者（以下「特定認証局」という。）が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち、電子入札コアシステムに対応しているカード
- (5) 電子文書電子入札において提出書類として扱う電磁的記録

(適用範囲)

第3条 この告示は、愛西市入札業者指名審査委員会が電子入札で行うもの

として決定した案件に適用する。

- 2 電子入札対象案件については、入札公告又は指名通知に電子入札対象案件である旨を明示するものとする。

(電子入札システムの利用)

第4条 電子入札システムを利用することができる者は、愛西市に入札参加資格を登録し、ICカードを取得し、電子入札システムに利用者登録を行ったものとする。

- 2 電子入札の手続は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC、物品等）利用規約によるものとする。

(ICカードの名義人)

第5条 ICカードの名義人は、市に入札参加資格を登録した入札参加者の代表者とする。ただし、代表者から入札及び契約締結に関する権限の委任を受けた者（以下「受任者」という。）がいる場合は受任者とする。ただし、名義人の変更等の事由が発生した場合は、速やかにICカードの失効申請を行うとともに、必要に応じて再取得の手続きをとるものとする。

(電子文書の送信)

第6条 電子入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次の書類に係る電子文書を電子入札システムにより送信するものとする。

- (1) 入札書
- (2) 工事費内訳書（1MBを超えないものに限る。）
- (3) 一般競争入札の競争参加資格確認申請書及び公募型指名競争入札参加届出書（添付書類は除く。）
- (4) 指名通知の受領確認書（指名競争入札に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の電子文書の容量の合計が1MBを超える場合は、書面により郵送又は持参し提出するものとする。

3 第1項各号に掲げる書類以外の書類で市長が必要と認めるものについては、郵送又は持参により提出するものとする。

(紙入札での参加)

第7条 電子入札参加者で次の各号に該当し紙入札を希望する者は、受付締切日時までに紙入札参加承認願(様式第1号)を提出し、紙入札審査結果通知書(様式第2号)により契約担当者の承諾を得るものとする。

(1) ICカードの登録内容変更のため、再取得の手續中の場合

(2) ICカードの破損等のため、再取得の手續中の場合

(3) 前各号に掲げるもののほか、入札参加資格者の責によらないやむを得ない理由があると認められる場合

2 前項の規定により、紙入札での参加が認められた者は、次の各号に定める方法で紙入札を行う。ただし、別途指定がある場合は、それに従うものとする。

(1) 使用する印鑑 契約の締結及び代金の請求等に使用する代表者の印鑑とする。

(2) 入札書 紙入札書を使用する。

(3) 工事費内訳書 工事費内訳書の提出を要する案件については、紙入札書とともに紙媒体により工事費内訳書を提出する。

(入札の辞退)

第8条 入札参加者は、当該入札を辞退するときは、電子入札システムにより入札書受付締切日時までに辞退届を提出しなければならない。ただし、紙入札参加承認願を提出し承認を得た場合に限り、紙媒体による入札辞退届を提出することができるものとする。

(開札)

第9条 入札担当者は、事前に設定した開札日時後、速やかに開札を行うものとする。ただし、紙入札による入札者がいる場合は、入札書を電子入札

システムに入力した後に開札を行うものとする。

- 2 入札参加者が開札への立会いを希望する場合は、立ち合わせることができるものとする。
- 3 入札担当者は電子入札の開札の執行において、当該契約事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
- 4 入札担当者は開札の結果、落札又は落札候補となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムにおける電子くじによって、落札者又は落札候補者を決定するものとする。この際、くじ番号の入力又は記載がない場合は、入札担当者が入札書の到着順に、電子入札システムの自動生成機能を用いてくじ番号を決定するか、又は「999」を入力するものとする。

(入札の無効)

第10条 次の各号に該当する電子入札は無効とする。

- (1) 入札書受付締切予定日時までに到達しない入札
- (2) 電子署名及び電子証明書のない入札
- (3) 他人のICカードで名義人になりすまし、入札に参加しようとした場合等、ICカードを不正に使用して行った電子入札
- (4) 同一案件において、電子入札と紙入札による入札書の提出をした入札
- (5) 工事費内訳書の提出が必要な入札案件において、工事費内訳書の提出がない入札及び工事費内訳書に記載のない入札

(責任範囲)

第11条 電子入札において、参加申請書、入札書等は、送信データが電子調達システムサーバに到着した時点で提出されたものとする。入札参加者は参加申請書、入札書等の提出後に表示される画面により、送信データの到着を確認し必要に応じて印刷等を行うものとする。

(障害発生時の対応)

第12条 入札担当者は、電子入札のシステム障害又は広域停電等のために、電子入札の執行が困難となった場合は、状況を調査するとともに復旧の見込み等を総合的に判断し、次の各号に定めるところにより対応する。

(1) 短期の障害で、復旧の見込みがあり電子入札の確実な実施が見込める場合は、参加申請書等受付締切日時を変更し、参加申請書等を提出した者に対し電話等により連絡するとともに、ホームページ等において変更内容を公表するものとする。

(2) 重度の障害で、復旧の見込みがない又は電子入札の確実な実施が見込めない場合は、紙入札に変更し、参加申請書等を提出した者に対し電話等により連絡するとともに、ホームページ等において変更内容を公表するものとする。ただし、この場合において入札書を除く書類の受領が完了している場合は有効なものとして取扱い再度の提出は要しないが、既に送信された入札書がある場合は開札せずに無効とし、改めて紙入札書を提出してもらうものとする。

(その他)

第13条 電子入札の操作手順については、電子入札システムの操作手引書によるものとする。

2 この告示の規定は、電子入札において愛西市一般競争入札取扱要綱（平成17年愛西市告示第24号）、愛西市公募型指名競争入札実施要綱（平成19年愛西市告示第107号）、愛西市総合評価競争入札実施要領（平成19年愛西市告示第81号）、愛西市事後審査型一般競争入札実施要綱（平成23年愛西市告示第109号）及び愛西市建設工事等関係入札者心得書（平成17年愛西市告示第26号）に優先する。ただし、この告示に規定のない事項は、愛西市一般競争入札取扱要綱、愛西市公募型指名競争入札実施要綱、愛西市総合評価競争入札実施要領、愛西市事後審査型一般

競争入札実施要綱及び愛西市建設工事等関係入札者心得書の規定を準用する。

附 則

この告示は、平成20年7月1日から施行する。

附 則（平成26年9月16日告示第136号）

この告示は、平成26年9月16日から施行する。

附 則（平成27年8月17日告示第129号）

この告示は、公表の日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

紙入札参加承認願

年 月 日

(あて先)愛西市長

所在地

商号又は名称

代表者氏名



下記の案件について、下記の理由により電子入札システムを利用して入札参加ができないため、紙入札での参加を承認してください。

記

工事(委託業務)名

工事(委託業務)場所

電子入札で参加できない理由

該当の□にチェックしてください。

- ICカードの登録内容変更のため、再取得の手段中
- ICカードの破損等のため、再取得の手段中
- パソコン等のシステム障害
- その他

理由

( )

様式第2号(第7条関係)

紙入札審査結果通知書

年 月 日

様

愛西市長

年 月 日付で承認願を提出されました、下記の案件への審査結果を通知します。

記

工事(委託業務)名

工事(委託業務)場所

審査結果紙入札での参加を

- 1 承認する
- 2 承認しない

理由